

E i w a N e w s

贈与税の計算方法（平成 27 年 1 月以降）

平成 26 年 9 月
（ No. 110 ）

平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与につきましては、新たな贈与税率が適用されます。

本誌 No. 104 において贈与税の概要についてご紹介しましたが、今回は改めて、来年 1 月以降の贈与税の税率と具体的な計算方法をご紹介いたします。

I 贈与税の税率

1. 概要

暦年課税（「相続時精算課税」を適用しない通常の課税方法）の場合には、直系尊属（父母や祖父母、養父母をいい、兄弟姉妹や配偶者の父母等は含みません）から贈与により財産を取得した 20 歳以上（その年の 1 月 1 日時点）の受贈者については、相続税法に定める一般税率ではなく**特例税率**を適用して贈与税額を計算します。

この特例税率の適用がある財産については「特例贈与財産」といい、特例税率の適用がない財産については「一般贈与財産」といいます。

2. 暦年課税

1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に贈与された財産の価額の合計額から**基礎控除額（110 万円）**を差し引いた金額を下記速算表にあてはめて贈与税を算定します。

1 年間に贈与された財産の合計額が 110 万円以下であれば贈与税は課税されません。

<贈与税の速算表>

| 基礎控除後の 課税価格 | 平成 26 年 12 月 31 日まで | | 平成 27 年 1 月 1 日から | | | | | |
|----------------|---------------------|--------|-------------------|--------|-------------|--------|-----|--------|
| | 税率 | 控除額 | 一般贈与財産 | | 特例贈与財産 | | | |
| | | | 税率 | 控除額 | 税率 | 控除額 | | |
| 200 万円以下 | 10% | 0 万円 | 10% | 0 万円 | 10% | 0 万円 | | |
| 300 万円以下 | 15% | 10 万円 | 15% | 10 万円 | 15% | 10 万円 | | |
| 400 万円以下 | 20% | 25 万円 | 20% | 25 万円 | | | | |
| 600 万円以下 | 30% | 65 万円 | 30% | 65 万円 | 20% | 30 万円 | | |
| 1,000 万円以下 | 40% | 125 万円 | 40% | 125 万円 | 30% | 90 万円 | | |
| 1,500 万円以下 | 50% | 225 万円 | (1,000 万円超) | | 40% | 190 万円 | | |
| 3,000 万円以下 | | | 45% | 175 万円 | 45% | 265 万円 | | |
| 4,500 万円以下 | | | 50% | 250 万円 | (3,000 万円超) | | 50% | 415 万円 |
| 4,500 万円超 | | | 55% | 400 万円 | 55% | 640 万円 | | |

II 平成 27 年 1 月 1 日以後の暦年課税の計算方法

1. 贈与により一般贈与財産又は特例贈与財産のみを取得した場合

(1) 一般贈与財産 600 万円を取得した場合

600 万円 - 110 万円 (基礎控除額) = 490 万円 (基礎控除後の課税価格)

490 万円 × 30% - 65 万円 = 820,000 円 (贈与税額)

(2) 特例贈与財産 600 万円を取得した場合

600 万円 - 110 万円 (基礎控除額) = 490 万円 (基礎控除後の課税価格)

490 万円 × 20% - 30 万円 = 680,000 円 (贈与税額)

2. 贈与により一般贈与財産と特例贈与財産をそれぞれ取得した場合

(1) 贈与税額の計算方法

次の①及び②の金額の合計額が贈与税額となります。

① 一般贈与財産に対応する金額 : $D \times (A / C)$

② 特例贈与財産に対応する金額 : $E \times (B / C)$

A : 一般贈与財産の価額

B : 特例贈与財産の価額

C : 合計贈与価額 (A + B)

D : 合計贈与価額 C について一般税率を適用して計算した金額

E : 合計贈与価額 C について特例税率を適用して計算した金額

(2) 一般贈与財産 150 万円と特例贈与財産 450 万円 (合計 600 万円) を取得した場合

600 万円 - 110 万円 (基礎控除額) = 490 万円 (基礎控除後の課税価格)

① 一般贈与財産に対応する金額

$(490 \text{ 万円} \times 30\% - 65 \text{ 万円}) \times (150 \text{ 万円} / 600 \text{ 万円}) = 205,000 \text{ 円}$

② 特例贈与財産に対応する金額

$(490 \text{ 万円} \times 20\% - 30 \text{ 万円}) \times (450 \text{ 万円} / 600 \text{ 万円}) = 510,000 \text{ 円}$

③ 贈与税額

205,000 円 + 510,000 円 = 715,000 円

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますよう、
お願いいたします。